

問題 22 日本の社会事業・社会福祉の学説に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 大河内一男は、「専門社会事業」を、対人関係で活用される専門的な援助技術の体系と論じた。
- 2 岡村重夫は、社会事業を、経済秩序外的存在に対する施策と論じた。
- 3 竹内愛二は、社会事業を、資本主義制度が構造的に生み出す社会問題に向けられた合目的的、補充的な公私の社会的方策の総称であると論じた。
- 4 孝橋正一は、社会福祉を、基本的欲求を充足するために個人が活用する社会制度との関係を調整する施策と論じた。
- 5 一番ヶ瀬康子は、社会福祉を、目的概念的規定と実体概念的規定から論じた。

問題 23 エスピン-アンデルセン (Esping-Andersen, G.) の福祉レジーム論における「社会民主主義レジーム」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「脱商品化」と「脱家族化」に対する施策が充実している。
- 2 性別分業に基づいた家族機能が前提とされる。
- 3 「脱家族化」は、主として市場が担っている。
- 4 社会保障給付は、選別主義的である。
- 5 所得の再分配は、小規模である。

問題 24 社会資源の配分に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 普遍主義的な資源配分は、サービスの効率的配分を促す。
- 2 選別主義的な資源配分は、スティグマを軽減する。
- 3 政府による資源配分では、応益負担が貫かれている。
- 4 「計画経済」とは、市場のメカニズムによらずに政府が資源配分を行うことを指す。
- 5 垂直的所得再分配は、同一所得層間で行われる資源配分を指す。

問題 25 要保護者に対する就学援助に関する次の補助対象品目のうち、該当しないものを1つ選びなさい。

- 1 校外活動費
- 2 医療費
- 3 保護費
- 4 生徒会費
- 5 PTA会費

問題 26 第二次世界大戦前及び戦時下におけるわが国の社会事業法制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 軍事扶助法（1937年（昭和12年））における扶助費は、全額、国庫負担であった。
- 2 母子保護法（1937年（昭和12年））における扶助の種類は、生活扶助・医療扶助・生業扶助の3種類であった。
- 3 1938年（昭和13年）に内務省の地方局・社会局・衛生局が合併・独立し、厚生省が設置された。
- 4 医療保護法（1941年（昭和16年））では、医療を受けることができない貧困者に対して医療費を給付した。
- 5 戦時災害保護法（1942年（昭和17年））では、戦時下に発生した地震等の自然災害の被災者に対して、保護金品を支給した。

問題 27 福祉人材確保の施策に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県知事は、社会福祉従事者の確保を図るための措置に関する基本指針を定めなければならない。
- 2 社会福祉事業を営む者は、従事者の処遇の改善や資質の向上、従事者の確保に資する措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 「新人材確保指針」では、弁護士や保健師など福祉に関連する有資格者を活用するための措置が講じられている。
- 4 「新人材確保指針」では、新たに参入が期待されている福祉人材として、専業主婦と外国人労働者が具体的に想定されている。
- 5 介護報酬において、介護職員処遇改善加算は介護給付サービスに加算され、介護予防サービスは対象外である。

(注) 「新人材確保指針」とは、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)のことである。

問題 28 虐待防止に向けた施策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村には、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者への支援に専門的に従事する職員の設置が義務づけられている。
- 2 都道府県知事は、養護者による虐待によって障害者の生命に重大な危険があると判断された場合に、担当職員に立入調査をさせることができる。
- 3 児童虐待防止対策に関する企画及び立案等の業務が、厚生労働省から内閣官房に移管された。
- 4 児童虐待の早期発見と対応に向けて、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられた。
- 5 家庭裁判所は、被虐待児童の保護のため、都道府県知事等に対して保護者指導を助言することができる。

問題 29 外国人技能実習制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 技能実習の期間は、最長で3年までとされている。
- 2 2017年（平成29年）末の時点で、企業単独型で受け入れた技能実習生は全体の9割以上を占める。
- 3 団体管理型技能実習の場合、介護職種の技能実習生は、当該外国政府から介護士の認定を受けた者でなければならない。
- 4 各技能実習生の技能実習計画は、外国人技能実習機構が一括して作成する。
- 5 介護職種の技能実習生は、入国後に介護に関する基礎的な事項を学ぶ「介護導入講習」を受けなければならない。

問題 30 国際労働機関（ILO）が進める児童労働撤廃に向けた取組みに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童労働撤廃国際計画（IPEC）は、危険有害労働の撤廃に特化したプログラムである。
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）では、18歳未満の児童による児童労働を2030年までに全廃することとされている。
- 3 1973年に採択された「就業の最低年齢に関する条約（第138号条約）」では、開発途上国も含めて、就業最低年齢を15歳としている。
- 4 1999年に採択された「最悪の形態の児童労働に関する条約（第182号条約）」における「最悪の形態の児童労働」とは、人身売買や売春、薬物の生産・取引への従事などを指す。
- 5 2018年（平成30年）5月現在、「最悪の形態の児童労働に関する条約（第182号条約）」を批准していない国にはアメリカや日本が含まれる。

(注) 1 「就業の最低年齢に関する条約（第138号条約）」とは、「就業が認められるための最低年齢に関する条約」のことである。

2 「最悪の形態の児童労働に関する条約（第182号条約）」とは、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」のことである。

問題 31 過疎地域における医療供給に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 へき地のある43都道府県すべてに、へき地医療支援機構が設置されている。
- 2 地域医療支援センターは、都道府県を単位にへき地診療所への医師等の派遣や遠隔診療支援などを行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。
- 3 へき地医療拠点病院は、医師の都市部への集中状況を解消するべく、医師のキャリア形成支援を行うとともに、地域の医師確保を支援することを目的とする。
- 4 これまで個別に策定されてきたへき地保健医療計画は、2018年度（平成30年度）から実施される第7次医療計画では医療計画と一体的に検討されることになった。
- 5 全国の無医地区は1966年度（昭和41年度）以降、増加し続けている。

現代社会と福祉

問題 22

正答 5

- 1 誤り。対人関係で活用される専門的な援助技術の体系が「専門社会事業」とであると論じたのは、竹内愛二（1895年（明治28年）～1980年（昭和55年））である。竹内愛二は、「専門的社会事業研究」（1959年（昭和34年））において、社会事業（福祉）とは、個人や地域などがもっている社会的な欲求に対して、自らの力で充足するのに必要な資源の発見や開発を、側面から専門的に援助する過程であると論じた。
- 2 誤り。社会事業を「経済秩序外的存在」に対する施策であると論じたのは、大河内一男（1905年（明治38年）～1984年（昭和59年））である。大河内一男は、障害や高齢のために労働に従事することができない者を「経済秩序外的存在」としてとらえ、社会事業は、彼らに対する援護であると論じた。
- 3 誤り。資本主義制度が構造的に生み出す社会問題に向けられた合目的的、補充的な公私の社会的方策の総称である、と論じたのは、孝橋正一（1912年（大正元年）～1999年（平成11年））である。孝橋正一は、大河内の「経済秩序外的存在」に対する援護という考え方を批判し、社会事業とは、国民が必要としている社会的欠乏を、一定の社会的手段を通じて充足する組織的な取り組みである、と論じている。
- 4 誤り。個人が基本的欲求を充足するために活用する社会制度との関係を調整する施策が社会福祉であると論じたのは、岡村重夫（1906年（明治39年）～2001年（平成13年））である。岡村重夫は、個人が自らの基本的要求を充足するために活用する社会制度との関係を「社会関係」ととらえ、その主体的側面に立つときに現れる生活上の困難を、社会福祉固有の対象領域とした。
- 5 正しい。一番ヶ瀬康子（1927年（昭和2年）～2012年（平成24年））は、『社会福祉論』（1968年（昭和43年））の中で、社会福祉を、目的概念的規定と実体概念的規定の二側面からとらえて説明している。目的概念的規定では、社会福祉を「社会全体の幸福」の実現を目的とする概念としてとらえ、一方、実体概念的規定では、現実に存在する制度や政策それ自体を実体としてとらえている。

問題 23

正答 1

- 1 正しい。福祉レジーム論とは、「脱商品化」と「脱家族化」という2つの指標を用いて、福祉国家を類型化する考え方である。「脱商品化」とは、労働を離脱しても生活水準を保てるか、また「脱家族化」とは、家族へ依存している子育てや介護といった機能を社会へ移行できるかの度合いを示すものである。エスピン-アンデルセン（Esping-Andersen, G.）は、「脱商品化」と「脱家族化」が、①最も高いものを「社会民主主義レジーム」、②最も低いものを「自由主義レジーム」、③その中間に位置するものを「保守主義レジーム」として類型化している。
（厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」（<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-04.pdf>）（以下「厚生労働白書」）
- 2 誤り。性別分業に基づいた家族機能を前提としているのは、保守主義レジームである。保守主義レジームでは、国家が担う役割は大きいものの、所得保障を重視しているため、子育てや介護は伝統的な家族機能に頼っている。
（「厚生労働白書」）
- 3 誤り。社会民主主義レジームでは、主として国家が「脱家族化」を担っている。「脱家族化」を主として市場が担うのは、自由主義レジームである。自由主義レジームは、機会の平等や個人の自由と自己責任が重視されるため、市場を中心とした福祉国家体制である。
（「厚生労働白書」）
- 4 誤り。社会保障給付の性格の違いをみると、社会民主主義レジームでは、普遍主義的であるといえる。社会民主主義レジームでは、社会保障を受ける権利は個人に属するとの考え方にに基づき、すべての人に平等な給付を行う「普遍主義」を採用している。
（「厚生労働白書」）
- 5 誤り。社会民主主義レジームでは、国民の生活保障に対して国家が担う役割が大きいいため、所得の再分配は大規模に行われる。
（「厚生労働白書」）

問題 24

正答 4

- 1 誤り。普遍主義的な資源配分は、すべての人に対してサービスを提供するため、サービスの公平的配分を

助長する。サービスの効率的配分を促すのは、必要な者に対してサービスを提供する選別主義的な資源配分である。

- 2 誤り。選別主義的な資源配分は、スティグマを助長するはたらきがある。選別主義的な資源配分は、サービスを必要としている者を集団から選別するために資力調査（ミーンズ・テスト）を実施するため、サービスの要・不要が明示化されることで、スティグマを助長する側面がある。
- 3 誤り。政府による資源配分とは、市場を通じて配分することが困難な公共財を、必要に応じて配分することを意味している。そのため、低所得者層などが必要としているサービスの提供は、所得に応じた負担となることから、必ずしも応益負担が貫かれているとはいえない。
- 4 正しい。選択肢のとおり。「資源配分」とは、「限りある資源を、公平かつ効率的に配分すること」を意味する経済学の用語である。ちなみに、市場のメカニズムの中で資源配分が行われる体制を「市場経済」という。
- 5 誤り。垂直的な所得の再分配は、高所得者から低所得者への所得移転を指す。累進課税制など、所得が高い者ほど負担が大きいのが特徴である。同一所得層間で行われるのは、水平的所得再分配である。

問題 25	正答 3
-------	------

就学援助制度についての問題である。就学援助は、学校教育法第19条に「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されており、市町村が実施するよう義務づけられている。

就学援助の対象者となるのは「要保護者」と「準要保護者」である。「要保護者」は、生活保護法第6条第2項に規定されている者であり、また「準要保護者」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める者である。

要保護者に対する就学援助の補助対象品目は「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に定められており、①学用品費、②体育実技用具費、③新入学児童生徒学用品費等、④通学用品費、⑤通学費、⑥修学旅行費、⑦校外活動費、⑧医療費、⑨学校給食費、⑩クラブ活動費、⑪生徒会費、⑫PTA会費の12品目である。

なお、選択肢3の「保護費」は、就学援助の対象品目ではなく、生活保護制度で支給される費用の総称である。

問題 26	正答 1
-------	------

- 1 正しい。軍事救護法（1917年（大正6年））の改正によって施行された軍事扶助法（1937年（昭和12年））における扶助費は、全額、国庫によって支出され、当該年度予算に不足が生じた場合には予備金を支出して予算を補充することが定められていた。この点が救護法及び母子保護法等の既存の救貧法制と比較して、軍事扶助法が優遇されていたとされる1つの根拠である。

（中央社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑（昭和13年版）』1939年（以下『日本社会事業年鑑（昭和13年版）』）、pp.174～176）

- 2 誤り。母子保護法は、13歳以下の子どもがいる母親で、貧困のため生活及び養育困難な者を保護することを目的に1937年（昭和12年）に制定された。同法第6条で扶助の種類は「生活扶助・養育扶助・生業扶助及び医療」と規定され、別途埋葬費の支給が規定されていた。

（中央社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑（昭和12年版）』1938年、pp.304～307）

- 3 誤り。厚生省は、内務省社会局と衛生局の2つの部局の統合によって発足した。国民保健衛生に関する独立省庁を創設して社会及び衛生行政の統一的な運営体制を整備する構想は軍部の要望によって議論されていたが、1937年（昭和12年）に新たに発足した近衛内閣において本格的に議論が始動し、保健社会省案構想を経て、同年12月24日の閣議によって厚生省が発足した。

（『日本社会事業年鑑（昭和13年版）』pp.11～17）

- 4 誤り。医療保護法（1941年（昭和16年））は、救護法や母子保護法等に包括されていた各医療保護の統合化を目的に制定された。同法による保護の対象は貧困による生活困難が原因で医療又は助産を受けることが困難な者で、対象者には医療券を発行し、指定された事業者が医療及び助産等の医療保護を提供した。

（中央社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑（昭和17年版）』1943年、pp.163～167）

- 5 誤り。戦時災害保護法（1942年（昭和17年））は、戦時災害によって危害を受けた者とその家族及び遺族を保護することを目的に制定された（第1条）。同法第2条では戦時災害を「戦争の際に於ける戦闘行為に依る災害及之に起因して生ずる災害」と規定し、地震

等の自然災害は保護の対象ではなかった。

(中央社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑(昭和18年版)』1944年, pp.53~56)

問題 27	正答 2
-------	------

- 1 適切でない。社会福祉従事者の確保を図るための措置に関する基本指針を定めるのは、厚生労働大臣である(社会福祉法第89条)。この規定に基づき「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(人材確保指針)(1993年(平成5年))が見直され、同名の新しい指針(新人材確保指針)が示された(2007年(平成19年))。

(『新・社会福祉士養成講座⑩福祉サービスの組織と経営(第5版)』中央法規出版, 2017年, pp.205~206)

- 2 適切。社会福祉事業を経営する者は、厚生労働大臣が定める基本指針に基づき、従事者にかかる処遇の改善・資質の向上・新規の従事者の確保に資する措置、その他の従事者の確保に資する措置を講ずるように努めなければならないことが規定されている(社会福祉法第90条)。

- 3 適切でない。新人材確保指針では、介護福祉士や社会福祉士といった資格制度の普及を図るとともに、有資格者の活用の促進を図ることが福祉事業経営者・福祉関係団体・国及び地方公共団体の役割として位置づけられている。具体的な事業としては、有資格者の再就業の意向等の把握・再就業へのはたらきかけ・就業支援・定着支援の4項目が掲げられている。

(厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて」2007年(以下「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて), p.21)

- 4 適切でない。新人材確保指針では、福祉・介護サービス分野において新たな人材として想定されているのは、他分野で活躍している人材・高齢者等である。こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ることが目標としてあげられているが、専業主婦や外国人労働者が具体的に想定されているわけではない。

(「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて」p.10)

- 5 適切でない。2012年(平成24年)の介護報酬改定によって、既存の介護職員処遇改善交付金が新たに介護職員処遇改善加算として介護報酬に組み込まれた。同加算制度は、一定の要件(キャリアパス要件等)を満たせば、介護職員に給与報酬として還元される仕組みである。居宅介護サービスや施設サービス等の介護給付だけでなく、介護予防訪問入浴介護等の介護予防

サービスも加算算定対象となっている。

(厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」平成29年3月9日老発0309第5号)

問題 28	正答 4
-------	------

- 1 誤り。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)第15条では、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない」と規定されている。専従職員の設置が義務づけられているわけではない。

- 2 誤り。障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)第11条第1項では、「市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と規定されている。

- 3 誤り。2016年(平成28年)3月に閣議決定された「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」に基づき、同年4月から児童虐待防止対策に関する企画及び立案、総合調整等の業務が内閣官房から厚生労働省に移管された。これに伴い、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について政府全体で強化を図る体制が整備された。

(内閣府「平成29年版子供・若者白書」(以下「子供・若者白書」)p.123)

- 4 正しい。2016年(平成28年)の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)に伴い、児童虐待発生時における迅速かつ適切な対応を目的とした市町村の体制強化が図られた。その体制強化の一環として、厚生労働省では市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置を義務づけ、国が定める基準に適合する研修の受講を義務づけた。

(「子供・若者白書」p.124)

- 5 誤り。2017年(平成29年)6月に成立した児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)によって、被虐待児童の保護を図るため里親委託・施設入所等の措置の承認の申し出があった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができるようにな

り、児童保護に対する司法関与が強化された。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」平成29年6月21日雇発0621第1号)

問題 29	正答 5
-------	------

- 1 誤り。技能実習は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、技能等を修得する活動（第1号技能実習）、技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに区分される。第3号技能実習については、優良な監理団体・実習実施者に対して認められ、この場合、技能実習の期間は最長5年となる（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）第2章第1節及び第2節）。
- 2 誤り。2017年（平成29年）末の時点で、企業単独型の技能実習で受け入れた在留者が3.4%であるのに対して、団体監理型の技能実習で受け入れた在留者は96.6%を占めている。
(厚生労働省「技能実習制度の現状」)
- 3 誤り。団体監理型技能実習の場合、技能実習生は同等業務従事経験（いわゆる職歴要件）か、「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」を要件として満たす必要がある（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項第3号ホ）。このうち前者は、介護職種の場合、外国政府による介護士認定等を受けた者のほか、外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者などが該当するとされる。
- 4 誤り。外国人技能実習機構が技能実習計画を作成するのではなく、技能実習を行わせる個人・法人が作成する（技能実習法第8条）。外国人技能実習機構は、2017年（平成29年）11月1日施行の新たな技能実習法の下で新設された認可法人であり、受入れ企業から申請された技能実習計画の認定が主な業務の1つである（技能実習法第87条）。
- 5 正しい。介護職種での入国後講習における「円滑な技能等の修得等に資する知識」の講習として、介護に関する基礎的事項を学ぶ課程を受講しなければならない。これは「介護導入講習」と呼ばれており、合計で42時間以上行う必要がある（「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）第1条第2号ニ及び

別表3）。

問題 30	正答 4
-------	------

- 1 誤り。児童労働撤廃国際計画（IPEC）は、危険有害労働をはじめとする最悪の形態の児童労働の撤廃に重点をおきながら、最終的にはすべての児童労働をなくすことを目標とする技術協力プログラムである。1992年に開始され、現在、世界100か国以上で活動実績をもつILO最大のプログラムとなっている。
(ILO駐日事務所「IPECについて」(www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/WCMS_239544/lang-ja/index.htm))
- 2 誤り。2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の開発目標（SDGs）の1つに、「強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する」ことがあげられている。
(「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」(www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf))
- 3 誤り。就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号条約）は、全産業を対象に就業最低年齢を定めることを目的とするものである。原則として、最低年齢は15歳とされているが、軽労働については一定の条件の下に13歳以上15歳未満、また危険有害業務については18歳未満の就業を禁じている。また、開発途上国には例外が認められており、就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上14歳未満とされている。
(ILO駐日事務所「児童労働に関するILO条約」(www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/WCMS_239915/lang-ja/index.htm)（以下「児童労働に関するILO条約」）)
- 4 正しい。最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）は、18歳未満の児童による「最悪の形態の児童労働」の禁止と撤廃を確保するために、即時の効果的な措置を求めるものである。なお、「最悪の形態の児童労働」とは、人身売買、徴兵、奴隷労働、売春、薬物の生産・取引、その他児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働を指す。
(「児童労働に関するILO条約」)
- 5 誤り。2018年（平成30年）5月現在、181か国が第182号条約を批准しており、アメリカも日本も批准している。一方、批准していないのは、クック諸島、エリトリア、パラオといった国々である。
(「児童労働に関するILO条約」)

問題 31

正答 4

1 誤り。へき地医療支援機構は、へき地医療政策を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。へき地があるのは43都道府県であるが、山梨県、長野県、佐賀県では未だへき地医療支援機構が設置されておらず、設置されているのは40都道府県にとどまる。

(厚生労働省「へき地保健医療対策検討会における論点整理」(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000075437.pdf>))

2 誤り。これはへき地医療拠点病院についての説明である。地域医療支援センターは、医師の都市部への集中状況を解消するべく、医師のキャリア形成支援を行うとともに、地域の医師確保を支援することを目的とするものである。

(厚生労働省「地域医療支援センター運営事業」(www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/chiiki_iryuu/index.html))

3 誤り。これは地域医療支援センターについての説明である。へき地医療拠点病院は、都道府県を単位にへき地診療所への医師等の派遣や遠隔診療支援などを行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とするものである。

(厚生労働省「へき地医療の現状と課題」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000513101.pdf)) (以下「へき地医療の現状と課題」))

4 正しい。へき地保健医療計画については、平成26年度のへき地保健医療対策検討会で、第11次へき地保健医療計画の実施期間を平成29年度まで延長したのち、平成30年度からは医療計画と一体的に検討を行うこととされた。

(厚生労働省「第7次医療計画について」(www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000162891.pdf))

5 誤り。全国の無医地区の数は、へき地診療所の開設や人口減少等のさまざまな要因により、むしろ減少傾向にある。2014年(平成26年)10月、無医地区は全国で637地区ある。

(「へき地医療の現状と課題」)